

令和6年度（2024年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

熊本県立阿蘇中央高等学校は阿蘇校舎（普通科及び総合ビジネス科）と阿蘇清峰校舎（農業食品科、グリーン環境科及び社会福祉科）の2つの校舎を持つ校舎制の学校であり、春牧農場も有している。その校舎制の特色の一つとして、生徒が両校舎や春牧農場間を移動して授業を受ける（総合選択制授業）、学校行事の際には1つの校舎に集合するなどの教育活動を行っている。

この業務は、その教育活動における両校舎や春牧農場間の移動手段として行うものであり、作成する運行計画に基づき、指定した運行路線、運行時間等の運行条件を遵守し、安全かつ確実に輸送することを目的とする。

2 業務内容及び契約方法等

(1) 業務の名称

令和6年度（2024年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託

(2) 業務委託の内容

別紙「令和6年度（2024年度）阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 契約の種類

運行パターンごとの単価契約とする。

なお、運行パターンは仕様書のとおり。

(6) 業務に係る公募型プロポーザルの実施及び契約担当部局

熊本県立阿蘇中央高等学校 阿蘇校舎

住 所：〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2460番地

電 話：0967-22-0070

FAX：0967-22-4142

電子メール：minatozaki-t@pref.kumamoto.lg.jp

3 契約上限額

本業務に係る経費としての予算上限額を21,429,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の（1）から（7）までに定める条件の全てを満たすこと。

（1）消費税及び地方消費税、並びに熊本県税に未納がないこと。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 道路運送法に基づく九州運輸局による「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び認可に関する審査基準」を満たし、許認可を受けていること。
- (7) 道路運送法に基づく平成14年1月30日付け九運公福第61号、一部改正令和5年11月14日付による九州運輸局長名で公示されている『一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について』の運賃・料金の範囲及び適用方法により積算することを証する確約書を提出する者であること。

5 参加申込等

本業務における公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり申し込むこと。

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 役員の一覧表（別記第7号様式）
 - ウ 直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書
 - エ 事業所の履歴事項全部証明書（発行後3ヵ月以内のもの（写し可））
 - オ 納税証明書（消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明）
 - カ 一般貸切旅客自動車運送事業の許認可を受けていることを証する書類
 - ※ 令和7年（2025年）3月31日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する応募者については、上記ウ～オの提出は不要とする。
 - ※ 4（7）の確認については、企画提案書等提出時に行うものとする。
- (2) 提出部数
 - 各書類とも正本1部
- (3) 提出方法
 - 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
- (4) 提出期限
 - 令和6年（2024年）1月30日（火）正午必着

6 委託業務に係る公募説明会

業務の詳細、プロポーザル審査概要等について説明を行う。

- (1) 日 時 令和6年（2024年）1月24日（水）午後2時から
- (2) 場 所 熊本県立阿蘇中央高等学校 阿蘇校舎
- (3) 申込方法 説明会参加申込書（様式2）を説明会前日正午までに提出
- (4) 提出方法 持参又は郵送

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 質疑受付期間

令和6年(2024年)2月13日(火)正午まで

(2) 受付方法

質問・回答書(様式3)の質問欄に内容を簡潔に記載のうえ、13に記載する担当宛に電子メールにて提出すること。

(3) 最終回答日

令和6年(2024年)2月15日(木)

(4) 回答方法

上記期限までに提出のあったもののみ回答することとし、電子メールにより随時行う。

なお、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を各参加業者に知らせることとする。

8 企画提案書等の提出

一次審査に合格し、企画提案書等の提出依頼を受けた者は、次により必要書類等を提出すること。

(1) 提出書類

ア 阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託に係る提案書(様式4)

イ 阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託計画書(様式5)

ウ 阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託に係る参考見積書(任意様式)

※見積書に記載する委託料の額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。

エ 4(7)による運賃・料金により積算することを証する確約書(様式6)

オ 阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託に係る見積金額内訳書(様式7)

(2) 提出部数

6部(ただし、見積書は正本1部・副本5部、確約書は1部)

(3) 提出方法

持参又は郵送。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

(4) 提出期限

令和6年(2024年)2月16日(金)

※持参の場合は、午前8時30分から午後4時50分まで(土日祝日を除く。)に提出するものとする。

(5) プレゼンテーション日時及び場所

令和6年(2024年)2月21日(水)午後2時~

熊本県立阿蘇中央高等学校 阿蘇校舎

(1社につき15分程度。開始時刻については、後日、個別連絡します)

9 受託事業者の選定

業者選定に当たっては、阿蘇中央高校校舎間移動バス運行業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)において一次審査(プロポーザル参加資格審査)及び二次審査(書類審査及びプレゼンテーション)を経て選定を行う。

(1) 一次審査（プロポーザル参加資格審査）

応募者の資格適合を審査する。書面により委員会の決裁をうけ一次審査とする。審査結果を書面にて通知する。

(2) 二次審査

提出された企画提案書及びプレゼンテーションを経て、委員会において審査のうえ、評価点を算出し、最高評価点を得た者を受託候補者として選定する。

10 二次審査について

(1) 視点

提出書類を基に以下の観点で審査する。

ア 会社情報及び業務実績について

- a 業務実績数
- b 行政処分・重大事故等の状況

イ 安全管理体制・危機管理体制について

- a 事故等の防止策や取組など
- b 事故・自然災害等が発生した場合の対応・体制
- c 定期及び日常の車両管理・点検内容
- d 運転業務従事者の健康管理対策
- e 本業務を受託した場合の業務実施管理体制
- f 感染症等（インフルエンザ等）の対策
- g 特記すべき提案事項

(2) 手順

ア 合計得点における最低基準得点（審査委員1人あたり評点65点×委員数）を満たした者の中で、審査委員の評点の合計点が最も高い提案書を提出した者を受託候補者として決定する。

イ 審査委員の評点合計が同数の場合は、審査委員による多数決により決定する。

ウ 提案書の提出が1事業者であっても、審査委員会において審査し評点をつけるものとし、最低基準得点以上の点数を得た場合に候補者とする。

(3) 審査結果の通知

ア 審査結果については、参加者全員に対し、選定、又は非選定の別と順位を速やかに通知する。

イ 非選定事業者には、選定されなかった理由を通知内容に追記する。

11 契約について

(1) 契約交渉

審査の結果、受託候補者として決定した事業者と本業務の契約交渉を行う。その際、受託候補者は本契約に係る見積書を提出する。開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で有効な見積を行った者を契約の相手方と決定する。

なお、下記のいずれかに該当し、その事業者と契約が締結できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

ア 「4 参加資格」に定める要件を満たすことができなくなったとき。

イ 契約交渉が成立しないとき、又は受託候補者が本契約の締結を辞退したとき。

ウ 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。

エ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき。

(2) 契約書の作成の要否

要

(3) 契約の締結期限

契約の相手方決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日。

(4) 落札者からの契約締結の申出期限

契約の相手方決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日。

(5) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1日あたりの運行費用）に年間運行予定日数（54日）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 11（4）に掲げる期限

イ 提出場所 2（6）に掲げる契約担当部局

1.2 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加事業者の負担とする。
- (2) 運行業務の一部または全部を第三者に委託し又は請け負わせる事業計画内容の申請はできない。
- (3) 提案書は1事業者につき1案とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出後の提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに担当まで連絡し、公募型プロポーザル参加取り下げ書（様式8）を提出すること。
- (7) 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出したものは失格とする。

1.3 本件に関する照会・書類の提出先

2（6）に記載する担当部局 担当：湊崎